

仙台市における受動喫煙を考えるための資料(要約版)

2020 4 月 改正健康増進法(受動喫煙防止法)が施行され 勾当台公園で数百名の喫煙

勾当台公園での多数の喫煙者がとくに、昼休みの時間帯には、紫煙で周囲に露がかかる状態
市民からの苦情が多く寄せられ、子供を含めた公園内利用者への被害が懸念された。



仙台市は灰皿は撤去せず、看板やチラシ配布など実施したが、効果は得られなかった。

仙台市の対応（河北新報オンラインより）

2022年11月16日、喫煙者が集まる青葉区の勾当台公園や花京院緑地など計5カ所で受動喫煙防止のキャンペーンを始めた。12月14日まで市職員らがチラシを配り、喫煙者にマナー向上を呼びかける。

勾当台公園では昼時、スーツ姿の男性ら約100人が喫煙に訪れ、市職員らがチラシを配り協力を呼びかけた。

同区公園課の鈴木江美子課長は「たばこを吸う際は周囲を確認する気配りをしてほしい」と話した。

市が今月実施した調査によると、平日1日当たりの喫煙者数は勾当台公園が400～700人、花京院緑地が400人、五橋公園が200～300人だった。

市中心部の公園での喫煙者は、2020年4月施行の改正健康増進法で屋内が原則禁煙になったことで増加。

市には、子どもの受動喫煙を心配する声が保護者から寄せられている。

市は、喫煙者に配慮を求める看板を各公園に設置してきたが効果は上がっていないという。

勾当台公園の再整備工事 2024年10月から開始、これにともない、喫煙所を設置（KHBニュース他）

再整備工事が終わる31年3月までいよいよ広場にあるタバコの吸い殻入れは、下記に移設された。

道路を挟んで東隣の仙台合同庁舎B棟の脇、吸殻入れの移動とフェンスの設置で、紫煙の拡散を防ぐというが、場所が目立たなくなっただけで、紫煙はフェンス1枚で防禦できるわけもなく、周囲の歩道に流れ込んでいる。



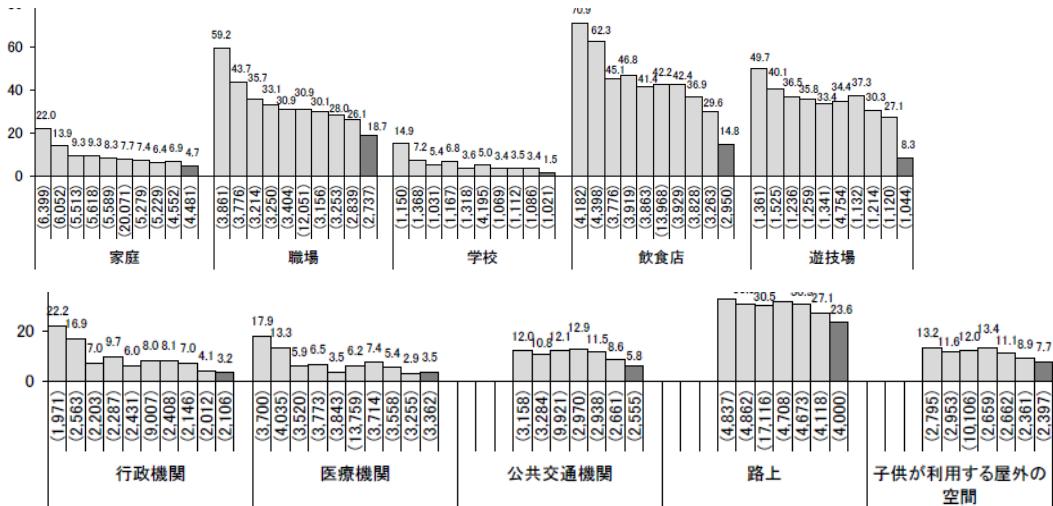
結局、有効な受動喫煙対策が行われないまま、仙台市中心部の公共空間で喫煙が継続している。

令和4年国民健康・栄養調査 令和6年8月26日 厚労省発表

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/eiyou/r4-houkoku_00001.html

4. 受動喫煙の状況

自分で以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者を除く。)の割合について場所別にみると、「路上」は23.6%と最も高く、次いで「職場」は18.7%となっている。平成15年以降の推移でみると、全ての場所で有意に減少している。

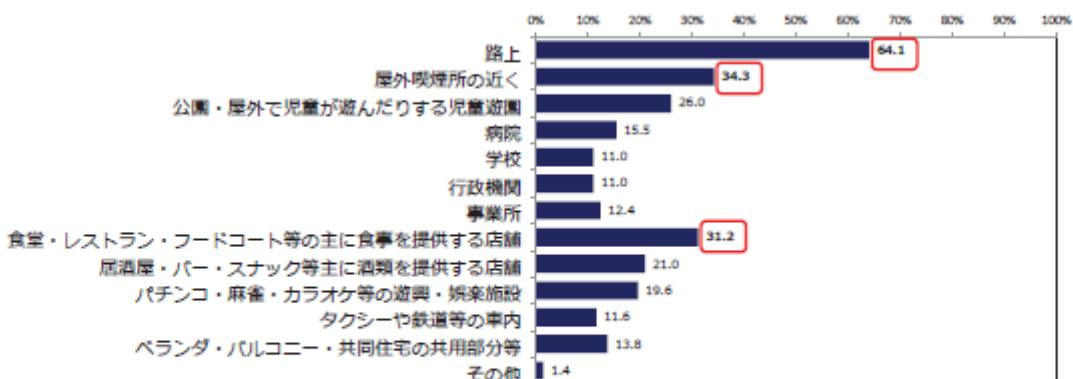


国立がんセンターによる受動喫煙対策に関するアンケート調査 2023年実施

<chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcgclefindmkaj/https://www.ncc.go.jp/jp/icc/cancer-info/project/tobacco/20230531.pdf>

受動喫煙で不快な思いをした場所

あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。



- 「路上」が最多の64.1%，「屋外喫煙所の近く」34.3%
- 「食堂・レストラン・フードコート等の主に食事を提供する店舗」31.2%



改正法により屋内の受動喫煙対策が進み、屋内で他人の煙で不快に感じることが少なくなったため、路上や屋外喫煙所の近くなど屋外で不快に感じる機会を認識するようになってきたのではないか。

まわりの人の煙を、非喫煙者は77.2%が不快に思い、喫煙者でも36.2%が不快に思っている。

受動喫煙で不快な思いをした場所 路上 64.1%, 屋外喫煙所の周囲 34.3%, 公園・屋外の児童遊園 26.0%

受動喫煙対策は、屋外の路上・公園に対して重点的に行われるべき状態である

仙台市の路上喫煙に関する条例

○仙台市歩行 喫煙等の防止に関する条例

<https://www.city.sendai.jp/shiminsekatsu/kurashi/anzen/anzen/mewaku/jore.html>

平成二七年六月二六日 仙台市条例第六四号

内容

路上・公園内で、歩きながら、あるいは自転車に乗りながらの喫煙を禁じたもの。

一応「公園」も対象範囲になっている。

歩行喫煙防止重点区域【重点区域】=歩行喫煙禁止区域として設定(駅前・青葉通り広瀬通周囲等)。

監視方法や罰則についての規定はない。

問題点

タバコの「火」による危険を避けることを目的としたもの。

「煙による受動喫煙の害」については全く言及なし。

また、「立ち止まって」喫煙することは禁じていない。

タバコのポイ捨てに対する言及はない。

罰則もなく、実効性の検証がなされていない？

⇒現在の状況からみると不十分な点が多く、政令指定都市すべての中でもっとも不充分な内容と考えられる

⇒様々な視点から見直すことが必須と考えられる

第一条 この条例は、たばこの火の危険性に鑑み、歩行喫煙等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 歩行喫煙等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 道路等において歩行中(自転車等による走行中を含む。)に喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為(以下「歩行喫煙」という。)

ロ イに掲げるもののほか、道路等において喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為のうち、周囲の状況によって、たばこの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為

全国20の政令指定都市(令和2年国勢調査)

	都市名	人口 (万人)		都市名	人口 (万人)
1	横浜市	377.7	11	仙台市	109.7
2	大阪市	275.2	12	千葉市	97.5
3	名古屋市	233.2	13	北九州市	93.9
4	札幌市	197.3	14	堺市	82.6
5	福岡市	161.2	15	浜松市	79.1
6	川崎市	153.8	16	新潟市	78.9
7	神戸市	152.5	17	熊本市	73.9
8	京都市	146.4	18	相模原市	72.5
9	さいたま市	132.4	19	岡山市	72.5
10	広島市	120.1	20	静岡市	69.3



受動喫煙防止に関する条例 の地方自治研究機構による解説は、以下でも閲覧可能です
https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/011_passivesmoking.htm

政令指定都市における公園の禁煙状況

都市名	路上禁煙	公園の禁煙	特別区域の設	罰則料	都市名	路上禁煙	公園の禁煙	特別区域の設	罰則料
横浜市	○	◎すべての公園	○	○	仙台市	✗	✗	○	✗
大阪市	○	◎すべての公園	○	○すべて対象	千葉市	○	○	○	○
名古屋市	○	△公園の喫煙所以外は禁煙	○	○	北九州市	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	堺市	○	○	○	○
福岡市	○	✗公園は対象外*	○	○	浜松市	○	△立ち止まって喫煙は禁止**	○	✗市長の命令
川崎市	○	◎すべての公園	○	○	新潟市	○	✗制限区域に公園は含まれず	○	○
神戸市	○	○	○	○	熊本市	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	相模原市	○	◎すべての公園	○	○
さいたま市	○	○	○	○	岡山市	○	○	○	○
広島市	○	○	○	○	静岡市	○	○控える義務	○	○

*動植物園・うみづり公園は禁煙

**携帯容器持参なら可



政令指定都市における喫煙に関する条例の名称と路上喫煙禁止状況

都市名	条例の名称	路上禁煙	都市名	条例の名称	路上禁煙
横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○	仙台市	仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例	✗
大阪市	大阪市路上喫煙の防止に関する条例	○	千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	○
名古屋市	安心・安全・快適条例	○	北九州市	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例	○
札幌市	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て等防止条例)	○	堺市	堺市路上喫煙等マナー向上に関する要綱	○
福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	○	浜松市	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例	○
川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	○	新潟市	ポイ捨て路上喫煙防止条例	○
神戸市	受動喫煙の防止等に関する条例 神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	○	熊本市	路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例	○
京都市	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例	○	相模原市	相模原市健康づくり推進条例	○
さいたま市	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	○	岡山市	美しいまちづくり、快適なまちづくり条例	○



加熱式タバコ規制の言及の有無

都市名	加熱式規制の言及の有無	都市名	加熱式規制の言及の有無
横浜市	◎ 同等の規制	仙台市	✗ 規制の言及なし
大阪市	◎ 同等の規制で過料もある	千葉市	✗ 規制の言及なし
名古屋市	✗ 規制の言及なし	北九州市	✗ 規制の対象外
札幌市	○ 規制の言及あり 過料なし	堺市	△ 喫煙所を指定するも過料対象外
福岡市	✗ 規制の言及なし	浜松市	✗ 規制の言及なし
川崎市	◎ 同等の規制	新潟市	✗ 言及あるが禁止なし過料なし
神戸市	○ 規制あるが過料の対象外	熊本市	○ 規制の言及あるも過料はなし
京都市	△ 喫煙所を指定するも規制の言及なし	相模原市	◎ 同等の規制
さいたま市	◎ 同等の規制	岡山市	○ 規制の言及あるも過料なし
広島市	◎ 同等の規制	静岡市	△ 規制の対象外 紙巻たばこの喫煙を誘発するので控えるよう



注)2025年3月末時点の各自治体のHPを参照した内容です

【質問1】「喫煙権」は、法的に認められているのでしょうか？

結論から言えば、喫煙の権利性といったものは認められているとはいはず、むしろ「喫煙の自由」は、制限に服しやすいものにすぎないと解されています。

まず「喫煙権」という用語は、法律上存在しませんし、また、判例・裁判例において認められたものでもありません。

1つ目に、最高裁判決は、「喫煙権」や「喫煙する権利」といった用語は用いておらず、「喫煙の自由」について論じ判断しています。なお、「権利」と「自由」の言葉の意味については、[末尾の表](#)に整理しておきます。

2つ目に、最高裁調査官の解説（ジュリスト469号253頁）によれば、最高裁判決は、「喫煙の自由についても、これを憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとまで断定するものではなく、仮定的説示のうえに立」としているとされています。一審・二審の判決が、「個人の喫煙の自由もまた基本的人権の一として保障されている」と断定していたのに対し、最高裁はこれを断定せず、仮に権利としても制限に服しやすいものにすぎないと判示したと解されます。

【質問3】「喫煙の自由」は、「受動喫煙防止」との関係で、どのような位置づけで考えるべきでしょうか？

どのような権利や自由であっても、無制限・無制約に他人の権利や自由を侵害することはできません。

憲法が保障する自由や権利は、「これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とされ（憲法第12条）、「公共の福祉に反しない限り」において認められるものです（同第13条）。この「公共の福祉」とは、他の人権と相互に矛盾・衝突する場合を調整するための原理であると解釈されています（「権利の内在的制約」）。

当然、「喫煙の自由」も、「公共の福祉」による制約を受けます。

受動喫煙はまさに「他者危害」であり、他人の生命・身体・健康を害することになりますので、「喫煙の自由」は制限される必要があります。非喫煙者が利用する可能性のある場所における喫煙の禁止は、他人の健康を守るために必要かつ合理的な規制として認められますし、むしろ必要なことです。

岡本総合法律事務所

弁護士 岡本 光樹（おかもと・こうき）先生

抜粋

<https://t-pec.jp/work-work/article/224#:~:text=「喫煙権」という用語は、法律や判例では、>

>不動産不動産相談区分所有者が、自室のベランダで喫煙することは、他の居住者に対する不法行為に該当するか。抜粋

・質問

- 1.マンションの住民が、喫煙により、他の住民に健康被害を及ぼした場合、損害賠償責任が生じるか。
- 2.ベランダでの喫煙を禁じる規則が、管理規約や細則になれば、不法行為に該当しないのか。

・回答

- (1)継続的な喫煙が、不法行為による損害賠償責任を生じさせる場合がある。
- (2)喫煙を禁じる規則がなかったとしても、喫煙が不法行為となる場合がある。

・参照判例

- 名古屋地裁平成24年12月13日 ウエストロー・ジャパン(要旨)

- 自己の所有建物内であっても、いかなる行為も許されるというものではなく、当該行為が、第三者に著しい不利益を及ぼす場合には、制限が加えられることがあるのはやむを得ない。

そして、喫煙は個人の趣味であって本来個人の自由に委ねられる行為であるものの、タバコの煙が喫煙者のみならず、その周辺で煙を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れのあること、一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、いずれも公知の事実である。

- したがって、マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても、マンションの他の居住者に与える不利益の程度によっては、制限すべき場合があり得るのであって、他の居住者に著しい不利益を与えていたことを知りながら、喫煙を継続し、何らこれらを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得るといえる。このことは、当該マンションの使用規則がベランダでの喫煙を禁じていない場合であっても同様である。

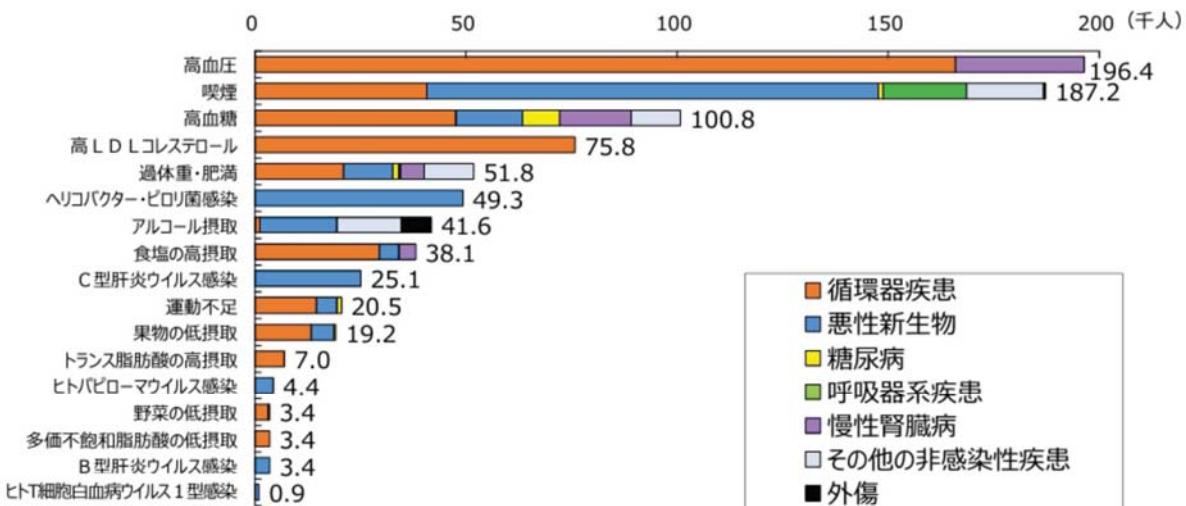
- (中略)住人がベランダでの喫煙をやめて、自室内部で喫煙をしていた場合でも、開口部や換気扇等から階上にタバコの煙が上がる 것을完全に防止することはできず、互いの住居が近接しているマンションに居住しているという特殊性から、そもそも、上階の住人においても、近隣のたばこの煙が流入することについて、ある程度は受容すべき義務があるといえる。

公益財団法人不動産流通推進センターQ&A

[https://www.retpc.jp/archives/21708/#:~:text=参考判例,○&text=・ジャパン\(要旨\),自己の所有建物内であっても、いかなる義務があるといえ...](https://www.retpc.jp/archives/21708/#:~:text=参考判例,○&text=・ジャパン(要旨),自己の所有建物内であっても、いかなる義務があるといえ...)

**図表 I - 1 - 15 : 我が国における危険因子に関する非感染性疾患と外因による死亡数
令和元（2019）年**

（注）日本における令和元（2019）年の非感染性疾患と障害による成人死亡（対象 127 万人）について、喫煙・高血圧等の予防可能な危険因子別に死亡数を推計したもの



資料 : Nomura S, et al : Lancet Reg Health West Pac. 2022 ; 21 : 100377

資料8

日本では受動喫煙が原因で年間1万5千人が死亡

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf> 注)は、後に追加したものである

注)交通事故死亡2663名 R6年
火災による死亡1503名 R5年

国立がん研究センターがん対策情報センター 片野田耕太

- 方法と背景
- 受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸うこと
 - 健康への影響について、科学的な証拠が確立している¹
 - 世界では受動喫煙が原因で年間60万人が死亡していると推計²
 - 日本でも同様の推計を試みた
 - 肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)
 - 受動喫煙曝露割合(2000年前後)と、受動喫煙による疾患リスクの増加の程度(相対リスク)から、その疾患の何%が受動喫煙によるかを計算^{3,4}＝人口寄与危険割合
 - その割合を2014年の死亡数に乘じる

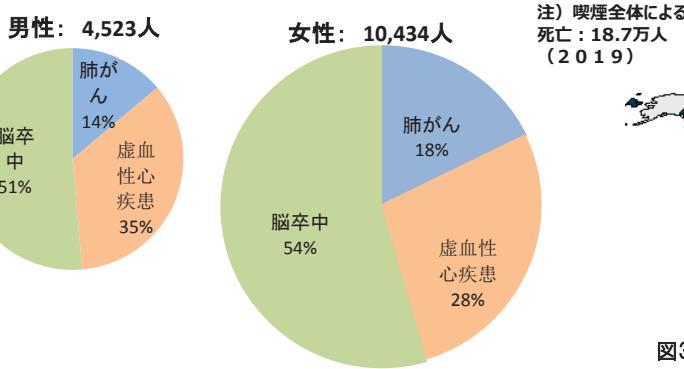


図1. 受動喫煙による年間死亡数推計値

肺がん2,484人、虚血性心疾患4,459人、脳卒中8,014人、乳幼児突然死症候群73人 合計で約1万5千人

1. The health consequences of smoking - 50 years of progress. U.S. Department of Health and Human Services, Center for Disease Control and Prevention (CDC)

2. Lancet 2011; 377: 139-46

3. 厚生の指標 2010; 57: 14-20

4. 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書

5. 文獻4および米国CDC

(http://www.cdc.gov/tobacco/data_statistics/fact_sheets/health_effects/tobacco_related_mortality/)より

6. WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, 2015

7. Circulation 2012; 126: 2177-83

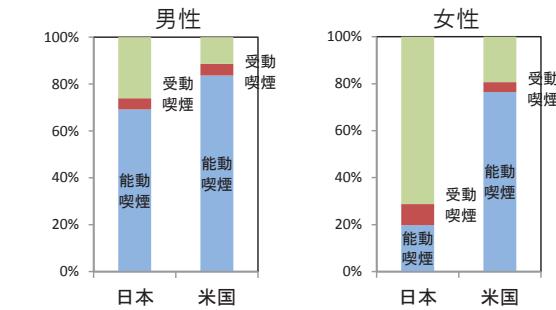


図2. 肺がん死亡に占める能動喫煙と受動喫煙の割合
日米比較⁵



図3. 公共の場所を法律で屋内全面禁煙にしている国(49か国)⁶

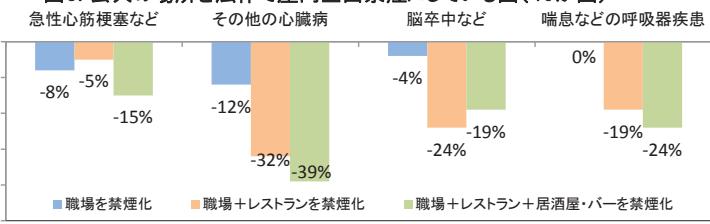


図4. 受動喫煙防止の法律施行後の疾患の減少率⁷